

【お詫びと訂正】

「2024年度版 ゆうゆう共済 総合パンフレット・重要事項説明書（退職者会専用含む）」において、一部誤りとご説明が不足する部分がありました。ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正・追加いたします。

1. 対象パンフレット



2. 訂正・追加する箇所

自然災害保障ページ（地震等保障）在職の方 P.33、退職者会の方 P.13

(1) 訂正する箇所

【地震等保障】 (地震等共済金) 保障期間中に左記事由の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおりお支払いします。

被害の程度	損害の程度	ベーシック		エコノミー	
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全損・全焼	住宅の損害率70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
大規模半損・大規模半焼	住宅の損害率50%~70%未満	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
半損・半焼	住宅の損害率20%~50%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部損・一部焼	住宅の損害額100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

正 「損害額 100万円超」

(※誤：「住宅の損害額 100万円超」)

(2) 追加する箇所（上記の表を補足する支払い要件を追加します。）

支払い要件

- ①地震等により損害が生じ、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の損害額が100万円を超える場合。
- ②保障の対象である家財を収容する住宅の損害額が100万円に満たない場合であっても、保障の対象の家財に100万円を超える損害があった場合には一部損・一部焼として家財の共済金をお支払いします。
(■損害額は再取得価額で算出し、損害の程度（支払いランク）を認定します。)